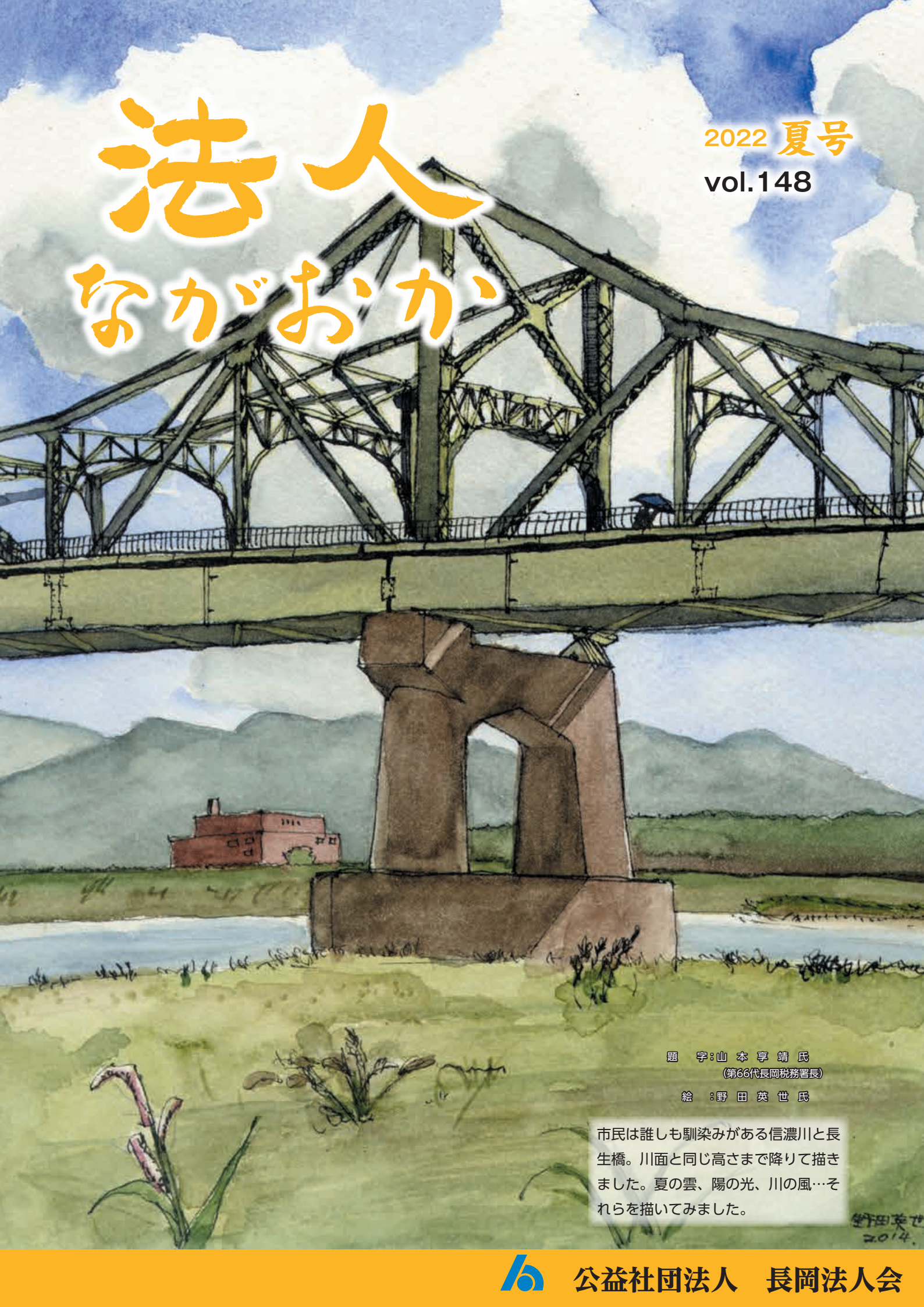


法人 ながおか

2022 夏号

vol.148



題字：山本享靖氏
(第66代長岡税務署長)

絵：野田英世氏

市民は誰も馴染みがある信濃川と長生橋。川面と同じ高さまで降りて描きました。夏の雲、陽の光、川の風…それらを描いてみました。

野田英世
2014



公益社団法人 長岡法人会

令和4年度通常総会のご報告

令和4年6月9日（木）長岡グランドホテルにおいて、第10回通常総会を開催いたしました。

長岡税務署、関東信越税理士会長岡支部、大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社の皆様を来賓にお迎えし、会員約80名にご参加いただいたなか、予定された議事等も滞りなく進み、審議事項も承認いただきました。

本総会で令和3年度決算が承認されました。



祝 辞

長岡税務署
谷田川署長



本日ここに、公益社団法人 長岡法人会の通常総会が盛大に開催され、令和3年度の事業報告をはじめとする全ての議事が滞りなく可決・承認されましたことに心からお慶びを申し上げますとともに、一言お祝いの言葉を申し上げます。

七里会長をはじめ、長岡法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり、ご理解と格別のご支援・ご協力を賜っており、本席をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、この度、古見様におかれましては、長岡法人会 事務局職員として長年従事され、会活動を通じ税務行政の円滑な運営のためご尽力されたことに対する感謝の意を表し、感謝状を贈呈させていただきました。

長岡法人会におかれましては、税務行政の良き理解者として、各種研修会の開催やe-Taxの利用促進、「自己点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上の取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展に貢献されておられます。

また、法人会からは、租税教室に多くの講師を派遣していただいているほか、女性部を中心に「税に関する絵はがきコンクール」に精力的に取り組んでいただいていることは、これからの次代を担う児童、生徒の皆さんが税について関心を高め、社会や国を支える税の意義や役割を理解していただく極めて重要な機会であったと思います。

税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じておりますし、これもひとえに、七里会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の熱意とご尽力の賜物であり、心から敬意を表する次第でございます。

今後も引き続き、租税教育の推進により一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後も目まぐるしい経済社会の変化など、税務行政を取り巻く環境の変化や課題に対応していくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、法人会の皆様のお力添えが不可欠であります。

今後とも、法人会の皆様と一層の連携・協調を図り、積極的な情報提供を行うなど、円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人 長岡法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

通常総会 来賓祝辞



関東信越税理士会長岡支部
大矢支部長



大同生命保険株式会社
宍戸新潟支社長

長岡税務署 署長表彰

【長岡税務署長 感謝状受彰者】

公益社団法人長岡法人会
事務局 古見 真美子



懇親会

通常総会・講演会の後に懇親会を開催しました。

3年ぶりに集まっての交流に、「やっぱりこうやって集まるのはいいね」と徐々に正常化に戻りつつある状況に喜びを感じていただいたのではないのでしょうか。





三浦瑠麗氏 講演会

令和4年6月9日(木)

(国際政治学者 株式会社山猫総合研究所 代表)

演 題：「世界はどう変わるか

参加者：220名

ー露ウクライナ侵攻後の秩序を展望するー」

①防衛費は2%は可能か？不可能か？の段階は終わった！

5兆円の予算を捻出する事を意味する。これは国の教育予算全額に匹敵し、全ての年金受給者へ12万円を追加支給する額である。日本は成長していないので税収が伸びない中、赤字財政をより一層悪化させるしかない。赤字を増やせないなら、教育や社会保障を犠牲にしなければ、防衛費を2倍にできない。さあ、どうする？戦後、日本は憲法を盾に米国から防衛費の増額を拒否し続けてきた。その流れが変わったのが1991年の湾岸戦争。外務省は軍事面で協力できない為、ソニーのウォークマンやトヨタのSUVなどの民生品を大量に現地の支援で送った。現地では大変、喜ばれたが、米国の政治の中枢にいる要人達からの日本の評判は地に落ちた。日本は何ができるのか？と相談しても、あーだ、こーだ理由をつけて、何もしない国、それが日本。というレッテルを貼られてしまった。非常にみっともなく、非戦略的な日本の動きは、米国から全く感謝してもらえなかった。そこで、政府は四半世紀を費やし、PKO法案・安保法制などを積み上げながら、失墜した米国からの信頼を取り戻してきた。しかし、中国の軍事的脅威がゴールを変えた。トランプは安倍首相に会う度に言った。「尖閣で俺たちが戦っている時に、お前らは、それをテレビで見ているんだよな？お前らは俺たちを助けてくれないんだよな？」と。いよいよ、防衛費の増額は、増やさなければいけないけど、難しいよね！という段階から、難しいとせず、増やさなければならぬ！という段階へ突入した。

②冷戦「後」が終わった！「戦略的互惠関係」を作れない国は生き残れない！

では、それは、どの様な世界なのか？多極化の時代です。それぞれの塊がぶつかり合い、陣営化されない。ロシアを欧米は潰しにかかっているが、潰れない。中国は、もはや、大きすぎて、潰せない。インドは中国と国境で揉めるが、北京OPをボイコットしない。トルコやアセアン諸国も、どの陣営にも属さない。様々な相手に戦略的互惠関係を築けない国は生き残れない。そんな時代に日本は中国とどう付き合うのか？今や、日本人の80%が防衛費を増やした方が良いのでは？と感じ始めた。前述の通り、直ぐには2%には行けない。中国は台湾に侵攻するかも？と日本人は思ったのである。中国はNATOはバカだと思っている。まとまれば、まとまるほど、敵をつくるから。人口比では世界の半数以上がロシアを敵視していないのが実態。中国は米国の金融システムから独立した仕組みづくりを、これからの10年、シャカリキでやる。米国は金融で刺してくる事に中国は備えています。

③米国は国内問題に特化する。もはや世界の揉め事に介入しない。できない。

中国への牽制はできても、封じ込めない。その理由は、包囲網を作れないから。インドは独自でバランスを取る。原油高で儲かるOPECは絶対、増産しない。今後、ドルではない決済空間が出来ていく。アジア通貨危機の時、アジアを守る為に試みた円の国際化を米国は潰した。しかし、今の米国にはその力は無い。サウジアラビアは中国と人民元で取引することを決めた。インドはルピーでロシア原油を買う。これ

らを米国は止められない。これが多極化の本質。米国の目を盗んで、勝手なことをやる国が、どんどん増える。もはや、世界の有事に米国は関与しないだろう。台湾有事にだって介入しないと思う。実際問題、中国が制海権・制空権を取ったら近づけない。となると、台湾人は、いっそのこと親中の政府にした方が、将来が安定するのでは？と考える人が増えるかもしれない。

ロシアはトランプを勝たせる為に、ヒラリーを貶めるフェイク・ニュースをバラまいた。ウクライナで人権蹂躪されているロシアを取り上げるフェイクニュースを流し、東部への軍事進攻を正当化した。軍事力はサイバー空間にも拡大していて、その面でも日本は取り残されている。例えば、中国がフェイク・ニュースを仕掛けて沖縄独立運動を展開してくる事は簡単である事を日本人は分かっていない。かくして多極化時代に米国は、世界の有事に関与せず国内問題に特化するであろう。今現在、アメリカでは銃の報道一色。ウクライナより重要。日本が「カズワン」報道一色になった様に。中間選挙が近づけば、海外には目が一層いなくなる。ウクライナに何でこんなに介入するの？だって、アフガニスタンを見捨てたじゃん！と。国内の分断が悪化する中、世界の警官になれない。

④では日本は、どうすりゃ良いのよ？答えは、成長を目指すしかない。

中国にもインドにも、まともな制度は無い。一方、何は無くとも競争のみがある！ゆえに中国やインドでイノベーションが起こっちゃう。日本は逆。さまざま仕組みがあり、それを維持する為に、必死で、イノベーションに向かわないので、ますます、産業転換に後れを取ってしまう。欧州はどうか？反EUのルペンがフランスで勝っちゃうかもしれない。EUは結束が弱い。決して団結していない。米国に振り回されないEUを作りたい！とマクロンは言ってるが果たしてEUメンバーを皆同じ考えか？グローバル経済において、経済を取れば国家としての主権が揺らぎ、主権を守れば経済が悪くなるというジレンマがある。グローバルから切られるとスリランカの様な状況になってしまう。一方、日本の問題は成長していないことに尽きる。いよいよ、システムを維持する資金すら枯渇してしまう。

まとめると、反中ナショナリズムとカーボンニュートラル。バイデンの次は、共和党政権になりウクライナ問題から中国問題へとなる。日本は米中の狭間で、生き残らなければならない。キーワードはナショナリズムとどう向き合うか？戦後、原発ヒロシマだった。それが2000年代になって反中へと変わった。中国の軍事的脅威が最大懸念となった。にも拘わらず、野党は安保左派から脱却できないので政権はとれない。中国に対しては、相思相愛でも対立でも無い、戦略的互惠関係の構築しか答えは無いのである。その為に、日本は経済的・軍事的に強くなければならない。経済的に成長し、原資を獲得し、適正適切な軍備を増強しなければならない。原発か再エネか？の議論を感情論から脱しなければならぬ。カーボンニュートラルに取り組みなければ、欧米の市場から弾き出される。原発再稼働から逃げられない。

鷲尾達雄

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されるとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されました。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられました（令和4年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限延長、中小企業向け税制措置の適用期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

法人会提言	改正の概要
・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外した上で、その適用期限が2年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
・交際費課税の特例措置については、適用期限が令和4年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	・中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されました。また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置（資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可）についても、適用期限が2年延長されました（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

【事業承継税制】

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。	・非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年延長（令和6年3月末日まで）されました。

【地方税】

1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
・令和3年の全国の公示価格は、コロナの影響等により6年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。	・土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられます（都市計画税についても同様）。

【その他】

1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
・地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。	・地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されるとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。

開催した諸会議

監事会	4月20日(水)	令和3年度監査
正副会長会議	4月22日(金)	理事会議案審議
第33回理事会	4月22日(金)	令和3年度決算
女性部会監事会	5月12日(木)	令和3年度監査
女性部会正副会	5月13日(金)	定時総会議案審議
総務委員会正副会	5月23日(月)	令和4年度総会
女性部会定時総会	6月 9日(木)	令和3年度決算承認
正副会長会議	6月 9日(木)	通常総会議案審議
第10回通常総会	6月 9日(木)	令和3年度決算承認
編集会議	7月13日(水)	第148号編集

出席した諸会議

租税教育講師研修会	4月26日(火)	租推協
総務委員会	5月20日(金)	新潟県連
長岡地区租推協	5月24日(火)	税団協
理事会	5月25日(水)	新潟県連
通常総会	6月15日(水)	新潟県連
税制委員会	6月17日(金)	新潟県連
事業研修委員会	7月 6日(水)	全法連



年末調整等に関するパンフレットの送付に係る国税庁からのお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付しておりましたが、今後は、これらのパンフレットに代えて、改正事項（昨年からの変更点）や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

～年末調整等に関するパンフレットは国税庁ホームページをご覧ください～

年末調整等に関するパンフレットは、9月下旬頃に、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載いたします。

免税事業者のみなさまへ

令和5年10月1日から

消費税

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



～ A社さんのケース ～



A社さん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・？



インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業）の登録を受ける必要があり、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

売手
(インボイス発行事業)

買手
(課税事業者)



A社さんの 疑問

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

疑問 2 当社が登録しないと
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問 3 申告って、どう計算するの？
課税事業者は、売上げの10%を
納税しなきゃいけないの？

疑問 4 登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問 5 インボイスって
どう作ればいいの？



疑問 1 仕入税額控除ってなに？



▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\begin{array}{ccc} \text{売上げの消費税額} & \text{マイナス} & \text{仕入れや経費の消費税額} \\ \text{(売上税額)} & & \text{(仕入税額)} \end{array} = \text{納付する税額} \text{(納付税額)}$$

差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
インボイスの保存
が必要

インボイスがなければ
仕入税額控除できない※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ めいぐるみ取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

当社が登録しないと
どうなるんだろう…



登録をしないと、
売上先 (B社) にインボイスを交付できない
そして、売上先 (B社) は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

$$\begin{array}{ccc} \text{③} & \text{②} & \text{B社} \\ 1,300\text{円} & - & 0\text{円} = 1,300\text{円} \\ \text{売上税額} & \text{仕入税額} & \text{納付税額} \end{array}$$

1,000円の控除不可

ポイント

当社 (売手) がインボイスを交付した
場合と比べ、**売上先 (買手) の納付税額が大き**く計算されます※

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)
制度開始後 6年間は、仕入税額の一定割合を控除でき
ます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和 5年10月～令和 8年 9月】 80%
【令和 8年10月～令和11年 9月】 50%

疑問 3

申告って、どう計算するの？
売上げの10%を納税
しなきゃいけないの？



課税事業者になったとしても、インボイスを
保存し、仕入税額控除を行えば…

$$\begin{array}{ccc} \text{②} & \text{①} & \text{A社} \\ 1,000\text{円} & - & 700\text{円} = 300\text{円} \\ \text{売上税額} & \text{仕入税額} & \text{納付税額} \end{array}$$

控除可能

ポイント

納付税額は、売上げの10%ではなく、
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、**簡易課税制度**を
適用することができます

☞ 3ページへ

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスは保存不要

売上げの消費税額 ^{マイナス} 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

売上げの消費税額 × みなし仕入率

2ページの例だと…

ステップ1

1,000円 × 70% = 700円
売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ2

1,000円 - 700円 = 300円
売上税額 仕入税額 納付税額

ぬいぐるみ
製造業
A社

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です
その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4 登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？

売上先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます（経過措置終了後は控除できません）
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあります

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、
現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

※ **下線部**は、特に注意する項目です
※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

請求書		
① 交付先の相手方 (売上先) の氏名又は名称 (株)〇〇 御中		④ 売手 (当社) の氏名又は名称及び登録番号 ▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円
※ 軽減税率対象		
③ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率		⑥ 税率ごとに区分した消費税額
8%対象	15,000円	消費税1,200円
10%対象	3,000円	消費税 300円

- ▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記 (①から⑥) の記載事項を満たしたものであればインボイスになります** (請求書に限られません)
- ▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません** どの書類をインボイスとするか、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**
- ▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当**します

登録
手続

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、**令和5年3月31日までに登録申請手続を行う**必要があります

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
- ※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書 (マイナンバーカード等) が必要です

申請手続



もっと
詳しく

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

説明会



特設サイト



(令和4年2月)



法人会会員のみなさまに

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これまでも、これからも企業の繁栄をサポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

DJIDO 大同生命保険株式会社

新潟支社 長岡営業所 新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F)
TEL 0258-32-1951

AIG AIG損害保険株式会社

長岡支店/新潟県長岡市柿町2-2-36(富士火災長岡ビル)
TEL 0258-33-9009

編集後記

鷲尾達雄

三浦さんの講演を聞いていた時、まさか一か月後に安倍さんが亡くなることは、当然、考えもしないし、一方、この講演を聞くまで、安倍さんがトランプから「日米安保はとても不公平だ！」と、あそこまで責められていたとは、知りませんでした。日米安保は第十条にて、相手の同意を得ずに、終了を通告できる事を、僕は知りませんでした。これはトランプだから踏み込んだのでは無く、東アジアの有事に対する米国の基本的な考え方と安倍さんは感じ、様々な防衛に関する法改正に取り組み、トランプの信頼を得る為に、必死に向き合ってきたんだな！という事を、教えて頂いた講演会でした。

昨今、ウクライナ問題から地政学に関する書籍を良く目にします。かくいう私も、何冊か手に取ってみました。そして至った私の結論は「地政学とは、隣国と戦略的互惠関係をいかに維持するか！」です。つまり、ロシア・中国・韓国という向こう三軒両隣の方々と、どう上手く付き合うか？です。多分、経済成長しない・できないであろう日本は原資を捻出できずに防衛費の増額は難しいだろうと感じます。結果、米国に泣きついて、互惠では無い！と判断されれば離縁されてしまう。でも、でも、でも、頼れるのは米国しかない。米国のポチで良いのか！勇ましく吠えるのは簡単ですが、資源もない、売りだっただけの人材もない日本は、残念ではありますが、米国という安全保障の傘の下で生かしてもらえない！この冬にロシアからの天然ガスが入って来ないかもしれません。原発再稼働は避けられない！とも私は感じます。あれか？これか？ではなく、あれも！これも！の総動員で取り組まないと、なぜなら1868年の77年後が1945年、その77年後の2022年の政治決断があったらから今がある！そんな年に我々は生きているのですから。

消費税期限内納付



消費税の期限内納付を忘れずに！
推進運動 実施中！



消費税には申告・納付期限^{※1)}があります。

申告・納付にはe-Tax^{※2)}が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^{※3)}。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※4)}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^{※4)}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^{※4)}

^{※1)} 法人は課税期間終了の日の翌日から5日以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
^{※2)} 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であって、前年度の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
^{※3)} 地方消費税を含まない売価額をいいます。
^{※4)} 直前の課税期間の確定消費税額が4万円以下の場合、1年度分の中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することになります。

法人 ながおか vol.148

公益社団法人 長岡法人会
長岡市表町三丁目1番地8
リナシエビル3 8階
電話 0258-35-0328
FAX 0258-39-7630

発行 広報委員会
委員長 鷲尾達雄
印刷所 吉原印刷株式会社